

所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歩きたばこ等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に在住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 公共の場所 市内の道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の人が自由に入出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において歩行中（自転車の運転中を含む。）に喫煙することその他喫煙行為をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、歩きたばこ等の防止に関し、必要な施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識の啓発を図るよう努めるとともに、自主的な活動を支援するものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために、市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等の防止)

第5条 何人も、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、受動喫煙による他人への影響その他周囲の状況に十分配慮するときは、この限りでない。

- (1) 公共の場所を管理する者が指定した場所において喫煙するとき。

(2) 携行用吸い殻入れを使用し、立ち止まって喫煙するとき。

(路上喫煙禁止地区における喫煙の禁止等)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、道路上において喫煙してはならない地区を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による禁止地区の指定について、時間帯を限って行うことができる。

3 何人も、禁止地区内において、喫煙してはならない。ただし、市長が特に認めた場所においては、この限りでない。

4 市長は、禁止地区を指定し、変更し、又は解除するときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(吸い殻の投棄の禁止)

第7条 何人も、みだりにたばこの吸い殻を捨ててはならない。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、第6条第3項又は前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。